

諮問番号：平成28年度諮問第15号

答申番号：平成28年度答申第13号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の子について次の事情を顧みずになされた原処分（当該子の障害非該当による特別児童扶養手当額改定処分）は、違法、不当である。

- (1) 来年から特別クラスに入れることで話を進めている。
- (2) 放課後等デイサービスに通っている。
- (3) 療育手帳でB判定が出ている。
- (4) 1年に1回、旭川医大の先生に診てもらっている。
- (5) トイレが近い（家にいたら1日20回くらい）。
- (6) 常に手がかかる。
- (7) 授業中隣に先生が必要。
- (8) カタカナ、漢字が読めない。
- (9) 授業についていけない。
- (10) 文章を読むのが不得意。
- (11) ひらがなを読むのに時間がかかる。
- (12) 授業中落ち着かない。

2 処分庁の主張の要旨

特別児童扶養手当認定診断書の記載内容及び職権調査により補足された内容には、前記1の内容がそのまま記載されている訳ではないが、当該補足された内容を含めて、嘱託医師による再判定を行っても、非該当との判定に変わりはないし、前記1に掲げる審査請求の各理由を勘案したとしても、発達障害の2級の基準である「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」と読み取ることはできない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

なお、同診断書記載の発達検査結果は、有効期間が過ぎているが、最近実施の知能検査結果にかんがみれば、対象児童の状態に大きな変化はなく、知的障

害の認定基準にも照らし合わせて障害非該当とした原処分の判断は、結論において正当であったということができ、いずれにしても、原処分が違法、不当とされる余地はない。

2 審査請求人は、対象児童に係る個別の事情を挙げ、そうした事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当である旨主張しているものと解される。

しかしながら、それらの事情は、同診断書記載の内容又は主治医への追加照会により補足された内容に織り込み済みか、相応のものであって、そうした内容に基づき、嘱託医師の審査判定又は再判定も得て、総合的に判断されて、違法、不当とはいえないものか、そもそも同診断書及び補足された内容に記載のないものであって、障害の程度の認定が同診断書に基づいて行われる以上、それに記載のない事情への考慮がなくとも、違法、不当とはいえないもののいずれかであって、結局、審査請求人主張のいずれの事情によっても、原処分を違法、不当ということはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、これを採用することはできないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成28年11月15日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月22日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害による障害の程度は、特別児童扶養手当障害程度認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており（第7節の1）、主治医が作成した特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて処分庁が行うものであって、その判断は、嘱託医師の医学的・専門的な審査判定に基づく処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと見るべきである。

そこで、本件についてみると、原処分の前提として、嘱託医師は、その医学的・専門的見地から、同診断書の内容を総合的に考慮した上で、判定を非該当としていることが認められる。また、処分庁は、本件審査請求を受け、職権調査により審査請求人の主張内容を示した上で主治医に対し改めて判定に必要と思われる特記事項等の回答を求め、主治医により同診断書の補足がなされたが、かかる補足後の診断書に基づき、嘱託医師の再判定を受けたところ、その判定の結果も引き続き非該当とされたことが認められ、かかる嘱託医師の再判定については、その過程において看過し難い過誤欠落があるとは認められない。

この経緯に鑑みると嘱託医師の判定に基づく原処分時の処分庁の判断のみならず、前記再判定の結果に依拠してなされた原処分の適法性・正当性を認める処分庁の判断に不合理な点があるということとはできない。

以上のとおり、処分庁の判断には、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してなされたものというほどの著しい不合理性は認められないから、原処分を取り消すべき違法又は不当な点はないというべきである。

加えて、審理員の審理手続についても、必要に応じて質問権を行使するなど、適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却するべきであるとした審理員意見書の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美